平成２６年（フ）第１０２６号
札幌市東区北41条東８丁目１番５号　アークコート北41条１―201号
債務者　山下　勝代
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０３０号
札幌市清田区真栄478番地19
債務者　菊地　恒一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７０号
札幌市豊平区福住１条５丁目12番13号
債務者　成田千賀子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１０７８号
北海道千歳市花園６丁目６番４号　アルファシティ302号
債務者　後藤　朋征
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１０号
札幌市東区北45条東15丁目３番26号　キラメック栄町１号館202号
債務者　齋藤　純一
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１１６号
札幌市西区発寒９条10丁目２番39―202号
債務者　久保　胡桃（旧姓高橋）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２４号
札幌市東区北31条東６丁目３番７号　セゾンラムキー301号
債務者　豊川　知子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１２８号
札幌市西区西町南18丁目５番８号　ドウェルプラタナス201号
債務者　須賀原孝二
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１１５０号
（現住所秘匿）、前住所札幌市清田区平岡８条４丁目13番20号
債務者　今野貴久子（旧姓増子）
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２０３号
札幌市北区北18条西５丁目２番40―301号
債務者　山田スミ子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１２号
札幌市東区北49条東２丁目６番13―201号
債務者　金子　幸子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２１６号
札幌市南区真駒内緑町２丁目６番11―203号
債務者　米山　　弘
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５６号
札幌市白石区平和通７丁目南３番23号　ロイヤルハイムＢ―103号
債務者　東　　久夫
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２５７号
北海道石狩市花川北１条４丁目219番地　レオパレス21花川107号
債務者　阿波連昇司
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９１号
札幌市西区発寒６条10丁目３番10―301号
債務者　西村　英希
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９２号
札幌市西区発寒６条10丁目３番10―301号
債務者　西村　恭子
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１２９３号
札幌市中央区南13条西21丁目２番20―601号
債務者　南　　恵介
1　決定年月日時　平成26年９月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月28日まで
札幌地方裁判所民事第４部